

岐阜県公報

第 十 三 号
令和元年 六月 十八 日
(火曜日)

目 次

規 則

○岐阜県通訳案内士法施行細則の一部を改正する規則

(海外戦略推進課) 六七^{ページ}

告 示

○保育士登録業務の徴収事務の委託

(子育て支援課) 六七

○保安林に指定する予定である旨の通知

(治 山 課) 六八

○土地収用法に基づく事業の認定

(用 地 課) 六八

○道路の区域変更

(道路維持課) 七〇

○道路の供用開始

(同) 七〇

公 示

○土地改良区の解散

(農地整備課) 七〇

○公共測量の実施

(用 地 課) 七一

規 則

岐阜県通訳案内士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十号

岐阜県通訳案内士法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県通訳案内士法施行細則(平成十八年岐阜県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項を削る。

附 則

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第六十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの間、岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例(平成二十一年岐阜県条例第十九号)別表第一一の表二の項から四の項までに規定する保育士登録申請手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料の徴収事務を社会福祉法人日本保育協会に委託したので、同条第二項の規定に

より告示する。
保育士登録業務の徴収事務の委託に関する告示（平成三十年岐阜県告示第三百三十八号）は、廃止する。

令和元年六月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和元年六月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
瑞浪市土岐町字大洞一〇〇八
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、関係書類を岐阜県林政部治山課及び瑞浪市役所に備えて置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定

に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。
令和元年六月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 起業者の名称
山県市及び岐阜県乗合自動車株式会社
- 二 事業の種類
山県市公共交通結節拠点及び岐阜県乗合自動車（株）新高富営業所（仮称）整備事業
- 三 起業地
 - 1 収用の部分
岐阜県山県市大字東深瀬字針崎及び戸羽地内
 - 2 使用の部分
なし
- 四 事業の認定をした理由
山県市公共交通結節拠点及び岐阜県乗合自動車（株）新高富営業所（仮称）整備事業（以下「本件事業」という。）は、次のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。
 - 1 法第二十条第一号の要件への適合性
本件事業は、山県市が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）に基づき平成三十年に策定した山県市地域公共交通網形成計画において計画する山県市公共交通結節拠点（以下「市結節拠点」という。）を整備するとともに、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）の許可を受けた岐阜県乗合自動車株式会社（以下「岐阜県乗合自動車（株）」という。）が岐阜県乗合自動車（株）新高富営業所（仮称）（以下「新営業所」という。）を整備するものであり、それぞれ法第三条第三十二号に掲げる地方公共団体が設置する広場その他公共の用に供する施設に関する事業及び法第三条第九号に掲げる道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設に関する事業に該当する。したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。
 - 2 法第二十条第二号の要件への適合性

本件事業の起業者である山県市及び岐阜乗合自動車（株）は、平成二十九年に山県市バスターミナル整備事業及び岐阜乗合自動車株式会社新高富営業所（仮称）整備事業に関する連携協定を締結し、本件事業の推進を連携して図ることとしている。また、必要な財源については、山県市においては議会の議決を経て予算措置を講ずるとともに、次年度以降の予算確保を確約しており、岐阜乗合自動車（株）においては自己資金及び借入金により財源を確保することを確約していることから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性

(一) 得られる公共の利益

山県市は、県内で唯一鉄道路線がない市であることから、公共交通である路線バスが重用されている。山県市内の路線バスは、岐阜乗合自動車（株）が運行し、市内から岐阜駅をつなぐ岐阜高富線が、平日九十二・五往復して年間百八十二万人の利用者を輸送している一方、市内の移動手段である山県市自主運行バスの運行本数は少なく、岐阜高富線から山県市自主運行バスへの乗継ぎに要する待ち時間が長時間にわたる場合があり、利用者の円滑な移動を妨げている。また、乗継ぎ箇所は、各路線の重複箇所にあるバス停であるが、風雨をしのげるような施設やベンチが整備されておらず、不便であることに加え、利用者は、道路路肩で長時間バス待ちをすることになり、危険な状況にある。

岐阜乗合自動車（株）は、岐阜県内の岐阜地域及び中濃地域に拠点を置いて旅客自動車運送事業を営むバス事業者である。岐阜市北部地区及びその近郊路線の営業拠点である岐阜乗合自動車（株）高富営業所（以下「現営業所」という。）は、建設から三十六年が経過し、老朽化が著しいことに加え、平成十六年に岐阜乗合自動車（株）が系列会社から路線の譲渡を受けたことにより、現営業所の建設当時に比べバス車両の駐車台数が増加し、駐車スペースがひつ迫した状況にある。また、現営業所内では、路線バス利用者が乗降を行うことから、送迎のため一般車両が狭あいな営業所内に侵入し、バス車両と接触事故を起こす危険性がある。

本件事業の施行により、山県市においては、市結節拠点を整備し、岐阜高富線と山県市自主運行バス全路線の発着又は経由地点とすることで、路線バスの乗継ぎの円滑化が図られる。また、市結節拠点内では、歩行者通路に風雨をしのげる

屋根とベンチを整備してバス待ちの際の利便性を向上させるとともに、バス停留帯との間に安全柵を設けて安全性を確保し、従来のような危険な箇所でのバス待ちが不要となる。岐阜乗合自動車（株）においては、市結節拠点の隣接地に新営業所を整備することで、老朽化した施設が更新されるとともに、敷地が拡張され、駐車スペースの不足が解消される。また、営業所内におけるバス乗降が不要となることから、営業所内での一般車とバス車両の混在が解消され、安全な車両運行が可能となる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び岐阜県環境影響評価条例（平成七年岐阜県条例第十号）に定める対象事業ではないが、本件事業が周辺の生活環境に与える影響について起業者が任意に調査したところ、起業地及びその周辺には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）及び岐阜県希少野生生物保護条例（平成十五年岐阜県条例第二十二号）の規定により指定されている保護のために特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。また、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百一十四号）の規定による周知の埋蔵文化財包蔵地は、存在しない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、交通の利便性、周辺地域への影響等を考慮して選定した三案を比較検討し、技術的、経済的及び社会的な面から総合的に判断した結果、最も優れた案を選定していると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

(四) 総合的判断

本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

岐阜県告示第六十五号 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。 なお、その関係図面は、令和元年六月十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。 令和元年六月十八日 岐阜県知事 古 田 肇				
道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）延長（メートル）備考
3 (一)で述べたように、山県市においては、路線バスの乗継ぎのために長時間のバス待ちを要する状況にあり、乗継ぎ箇所の整備も行き届いていないことから、路線バスの利便性と安全性の確保に課題がある。岐阜乗合自動車（株）においては、現営業所の老朽化が進んでいることに加え、現営業所におけるバス車両台数に対して営業所敷地が狭あいであることから、車両運行の安全性に課題がある。したがって、これらの課題について早急に改善を図る必要があると認められる。 (二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性 本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。 また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。 (三) 総合的判断 したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。 5 結論 以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。 五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所 山県市役所まちづくり・企業支援課				
岐阜県告示第六十六号 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。 なお、その関係図面は、令和元年六月十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。 令和元年六月十八日 岐阜県知事 古 田 肇				
道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日備考（区域の変更又は決定期限の告示年月日）
県道	岐阜羽島インター線	羽島市江吉良町江南二丁目二五番地先から同市同町江中二丁目一三番地先まで	二・八〇	令和元・六・一六 令和元・六・一六
土地改良法の（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十七条第一項の規定により、次の土地改良区は解散したので、同条第三項の規定により公示する。				
土地改良区の解散				
公 示				
県道	岐阜羽島インター線	羽島市江吉良町江南二丁目二五番地先から同市同町江中二丁目一三番地先まで	後	前
			二・八〇	二・八〇
			二・八〇	二・八〇

令和元年六月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	解 散 年 月 日
八 百 津 町 和 知 土 地 改 良 区	令 和 元 ・ 六 ・ 七

○公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により安八町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年六月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

安八町

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影・写真地図作成）

三 作業期間

令和元年十月一日から

令和二年三月三十一日まで

四 作業地域

安八郡安八町

令和元年六月十八日発行

発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社